

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会 設置要綱

(設置)

第 1 条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第 6 条第 1 項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) N P O 等が行う事業を支援する仕組みに関すること
- (2) 対象事業の審査に関すること

(委員)

第 3 条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第 6 条第 2 項から第 6 項の規定による。

(会議)

第 4 条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第 5 条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第 6 条 専門委員会の庶務は、環境農政局緑政部水源環境保全課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年 5 月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年 5 月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。